

平成26年度第4回東京都入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成26年11月10日（月） 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23
委員	<p>公益財団法人東京都歴史文化財団副理事長 岡田 至（委員長） 弁護士 志賀 こそ江（委員長職務代理者） 工学院大学建築学部建築学科教授 遠藤 和義 上智大学大学院法学研究科教授 楠 茂樹 日本女子大学家政学部住居学科教授 定行 まり子 弁護士 谷垣 岳人 弁護士 若林 美奈子</p> <p style="text-align: right;">計7名（敬称略）</p>
審議事項	<p>部会報告1 工事請負契約に係る標準契約書第24条第1項から第4項までの規定（全体スライド条項）の見直しについて 部会報告2 業界団体との意見交換会について</p>
審議の概要	<p>部会報告1 平成26年度第1回東京都入札監視委員会決定に基づき、東京都入札監視委員会部会が作成した、工事請負契約に係る標準契約書第24条第1項から第4項までの規定（全体スライド条項）の見直しについての報告案の内容について、審議を行い、結果を取りまとめた。</p> <p>※審議日程について ○第1回 平成26年 5月29日（木） ○第2回 平成26年 7月 1日（火）から7月2日（水）まで ○第3回 平成26年 8月 5日（火） ○第4回 平成26年 9月 4日（木）から9月5日（金）まで ○第5回 平成26年10月 6日（月） ○第6回 平成26年11月 4日（火）</p> <p>部会報告2 平成26年度第2回東京都入札監視委員会決定に基づき、東京都入札監視委員会部会として、定行部会長、志賀委員、岡田委員及び若林委員が、次のとおり都と業界団体との意見交換会に参加したことから、委員会に対して部会報告を行った。</p> <p>○平成26年8月25日（月）（定行部会長・岡田委員・若林委員出席） ・一般社団法人 東京建設業協会 ・一般社団法人 東京都中小建設業協会 ○平成26年8月27日（水）（定行部会長・志賀委員・岡田委員出席） ・一般社団法人 東京都電設協会 ○平成26年8月28日（木）（志賀委員・岡田委員・若林委員出席） ・一般社団法人 東京電業協会 ・一般社団法人 東京空調衛生工業会</p> <p>なお、意見交換会の概要については、別途公表した資料（平成26年11月26日、入札情報サービス—契約制度関係に掲載「平成26年度業界団体との意見交換会について」）のとおりである。</p>

<p>委員からの 意見等の概要</p>	<p>部会報告1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、東京オリンピック・パラリンピックの開催準備に伴う工事の発注が重なることが見込まれることから、事業の速やかな実行のためには、物価上昇時に発生するリスクを適切に分担することが必要だと思う。 ○ 物価上昇時の対応だけでなく、物価の下降局面においては、それを速やかに反映することも考えておかないと、広く理解を得られないのではないかと思う。 <p>部会報告2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人材確保については、発注者側の課題でもあり、特に技術系の人材確保をどうするかということは大事なポイントであると思う。 ○ これからの担い手として女性が建設の現場に出ていく機会が増えるとき、女性が働きやすい職場としての環境整備をしていく必要があると思う。 ○ 今回は、社会保険と人材確保に関する意見が非常に強かった。また、設計・施工一括発注方式については、業界はかなり心配しているところもあったと思う。 ○ 契約制度を適切に運営していくために、業界からの意見を聞き、少しずつでも反映できるところは制度として導入していくという取り組みは、今後も続けてほしい。
<p>委員会による 報告</p>	<p>部会報告1</p> <p>別紙「入札監視委員会報告書の概要」のとおり。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づく排除措置に係る再苦情申立て及び回答の概要について、財務局から委員会に対して報告を行った。</p>

入札監視委員会報告書の概要

● 全体スライド条項の概要

契約締結の日から 12 月を経過（適用条件）した工事において、賃金または物価の変動により、契約金額が不適當になったとき、発注者と受注者とが協議の上、基準とする日以降の残工事金額の増減額のうち、1.5%（負担率）を超える契約金額の変更を行うもの。

● 委員会報告書の概要

1 スライド条項見直しの意義

現在及び将来の現場の担い手の育成や労働環境の改善といった改正品確法の基本理念を達成するためにも、その一手段として、公共工事の受発注者間のリスク分担を適正化することを目的とした全体スライド条項を、都の実情に依拠して見直すことは必要であり、このことが都民生活に必要なインフラの品質を確保し、都民サービスの向上につながる。

2 適用条件について

制度の活用を幅広く浸透させていくために、適用条件 12 月を短縮する方向とすることが望ましい。

ただし、適用条件の見直しに当たっては、工事主管部署における業務量の増加なども考慮しながら、実効性のある条件（月数）を設定することが、制度の持続性及び信頼性の観点からも重要。

3 負担率について

現在の建設業の経営状況を反映させるとともに、都発注工事の実態を踏まえ、大企業に比べて利益率の低い中小企業の経営状況を反映させたものとする必要があるため、現行の 1.5%を引き下げることが望ましい。

4 運用に当たって

都は賃金又は物価水準の下降局面も含めて全体スライド条項を円滑に運用する方法を検討していくことが望ましい。